

誰もが自分らしく
いられる町へ

川西町

令和6年

4月1日

スタート

パートナーシップ宣誓制度

川西町では、「川西町人権及び多様性を尊重する共生のまちづくり条例」を制定し、その取組の一環として、川西町パートナーシップ宣誓制度を令和6年4月1日から実施します。

◆川西町パートナーシップ宣誓制度とは◆

性的マイノリティであるカップルが、互いをその人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束した関係であることを宣誓した事実に対し、町長が認証する制度です。

なお、婚姻制度とは異なり、二人の関係を法的に保護するものではありません。

この取り組みによりお二人がパートナーシップの関係にあることを尊重し、婚姻関係に準じる共同生活を送るお二人の生きづらさや不安を少しでも軽減し、社会的理解が進むように実施するものです。

◆宣誓することができる方◆

一方又は双方が性的マイノリティであるカップルが対象です。

1. 成年に達していること。
2. 双方が町内に住所があるか、転入を予定していること。(転入予定の方は3か月以内)
3. 配偶者(事実婚を含む)がいないこと、及び他の方とパートナーシップの関係にないこと。
4. 宣誓しようとする者同士が近親者でないこと。

【お問い合わせ先】

川西町役場住民保険課

TEL 0745-44-2611

FAX 0745-44-4780

Email juminhoken@town.nara-kawanishi.lg.jp

◆宣誓手続きの流れ◆

◎必要書類を準備する

1. 住民票の写し
(続柄を記載したもの)
2. 戸籍謄本または戸籍全部事項証明等
3. 本人確認書類(個人番号カード、旅券、運転免許証など)



◎申請書などを提出

必要書類と本人確認書類をお持ちの上、住民保険課窓口へ必ずお二人で来庁してください。

(平日:午前9時~午後5時)

当日は、本人確認後、「パートナーシップ宣誓書」および「パートナーシップの宣誓に関する確認書」を記入し、必要書類を提出していただきます。

※申請種類の確認や宣誓方法を説明しますので、宣誓される1週間前までに電話連絡をお願いします。



◎証明書および証明カードの交付

「パートナーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ宣誓証明カード」を交付いたします。

(原則、即日交付いたします。場合によっては、後日郵送いたします。)